破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第４６号
福島県伊達市宮前14番地６
債務者　髙玉　**静**夫
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東城　輝夫
4　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４７号
福島県伊達市宮前14番地６
債務者　髙玉美代子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東城　輝夫
4　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３２号
三重県伊賀市猪田3777番地の６
債務者　松田　全**廣**
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　破産債権の届出期間　平成27年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２３８号
兵庫県芦屋市業平町１番18号
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　破産債権の届出期間　平成27年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４３号
茨城県鉾田市串挽887番地36
債務者　岩田　春枝
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　正憲
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９９号
神奈川県平塚市入野358番地の２、前住所神奈川県小田原市中里76番地の２　アメージングエステートⅠ101号室
債務者　根岸美保子（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４１号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根川原４番地２
債務者　尾本　　幸
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤口　英司
4　破産債権の届出期間　平成27年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
神奈川県足柄上郡開成町円通寺63番地　ステージア開成Ｃ202、前住所神奈川県南足柄市広町71番地８
債務者　辻浜　克典
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯淺　文憲
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２０４号
神奈川県藤沢市鵠沼神明５丁目13番16号
債務者　植田　勇次
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　勝
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８３７号
札幌市東区北６条東８丁目１番３―310号
債務者　兼子　育子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田布美子
4　破産債権の届出期間　平成27年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
愛知県岡崎市美合町字平端24番地52
債務者　神取　孝代
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健司
4　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後３時50分
6　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
京都府久世郡久御山町佐山双置73番地７
債務者　髙木　　修
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　皇玄
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４２号
京都府久世郡久御山町佐山双置73番地７
債務者　髙木みゆき
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　皇玄
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１４号
京都府向日市上植野町南小路66番地の１　第１永井荘206、前住所京都府長岡京市野添１丁目４番８号
債務者　坂本　直樹
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　四方　　奨
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係